

各受託団体 様

大阪市こども青少年局企画部
放課後事業担当課長

非常変災時等における「いきいき」の対応について

各受託団体におかれましては、児童の安全にご留意いただきながら、児童いきいき放課後事業を実施いただいていることにつきまして、お礼申し上げます。

本年6月2日(金)の大雨に伴う対応について、当日教育委員会より一斉下校に係る通知が発出されたことから、いきいき活動室の運営に影響が出たところです。

今回の事案をふまえ、教育委員会と協議を行い、今後の非常変災時等における方向性について、下記のとおり確認いたしましたので、引き続き、学校や関係者と協力・連携を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 今後の非常変災時の「いきいき」の対応基準について

別紙のとおり

※令和3年6月23日付け「災害等発生時における「いきいき」の対応について」で通知した記載内容に、④河川氾濫に係る内容等を追記していますので、ご留意ください。

2 大阪市または教育委員会から一斉下校・緊急下校等の通知が発出された場合の取扱いについて

原則「児童いきいき放課後事業は休止」とします。

※ただし、地域の被害状況等により、学校においては、独自の対応が求められるケースも生じる可能性が考えられます。

そのため、学校長等により、いきいき活動室の運営や協力体制について、協議依頼があった場合は、児童の安全面の観点から、いきいき指導員は、各いきいき受託団体運営・管理事務局へ連絡の上、可能な範囲で学校との協議に応じていただくようお願いいたします。

(参考) 災害時の安全対策について (契約書 仕様書 25・26 ページ抜粋)

受託者は災害発生時の対応方法等について日常的に学校と協議・意見交換することで、適切な対応方法等を定め、共通理解を図ること。また、緊急連絡網の確認はもとより、学校や公共放送網を通じた災害発生状況や被害状況の把握に努めること。

勤務体制については、指導員が勤務地に到着できない場合等を除き、どのような災害等においてもチーフ指導員については勤務日とする。指導員は参加児童全員が安全に帰宅したことを確認するとともに、その報告を運営・管理事務局に報告すること。

(1) 地震・津波時の (安全) 対策

ア 日常の準備

消火器・懐中電灯等の防災グッズの準備をはじめ、非常時の避難方法、避難場所、保護者へ子どもの引き渡し方法等について、日常から指導員間で共通認識を深め、参加児童に周知徹底すること。また、ロッカー、整理棚等の転倒・破壊等による被害が想定される備品等は固定するとともに設置場所を再点検するなどの対策を講じること。

イ 地震発生時

(ア) 予め定めた対応方法に従い、保護者への連絡並びに待機、(保護者同伴の) 下校等について対応すること。

(イ) 津波が発生した際は、学校の措置に準じて行動すること。

(2) 台風時の (安全) 対策

暴風警報の発令等により学校が臨時休業となることで「いきいき」活動も休止することから、児童の下校方法について指導員は、予め定めた対応方法に従い、児童の安全確保のための保護者同伴の下校など必要な処置を取るなど、学校の措置に準じた扱いとすること。

(3) 火災に対する (安全) 対策

児童が多数参加することから、ストーブや電気製品等の取り扱いに十分注意すること。

また、火災発生時には、予め定めた対応方法に従い、直ちに安全な場所へ避難させるとともに、保護者への連絡並びに待機、(保護者同伴の) 下校等について対応すること。

(4) 光化学スモッグの発令

ア 光化学スモッグの情報 (予報等の発令) の把握

運営・管理事務局は該当するエリアにおける光化学スモッグに関する情報収集を行い、全ての「いきいき」に伝達すること。また、大阪市教育委員会から学校休業日 (土・日・祝日、学校長期休業日等) 以外は、「光化学スモッグ情報校園連絡網」により、市内各校園に伝達される。発令があった際には、学校は校内放送を行うとともに、情報旗を掲げて教職員児童等に周知することになっているのでその内容について確認すること。

イ 発令時の措置

発令があったときは、被害を訴える者の有無を確認するとともに、被害状況の把握と措置並びに被害児童に対する応急措置を行うとともに、直ちに医療機関を受診すること。また、学校、運営・管理事務局への報告も必ず行うこと。

(5) 避難訓練

非常災害や緊急事態の発生に際して、児童を安全に避難させることができるよう、秩序を維持しつつ冷静に集団行動ができるよう、訓練を実施しておくことが望まれる。

特に支援を必要とする児童への対応方法については、個別に避難誘導方法等について明確に計画を立て、訓練しておくこと。

非常変災時等における「いきいき」の対応について

非常変災時等のいきいき活動の休止（中止）の基準は次の通りです。

- ①学校が臨時休校措置となった場合
- ②大阪市において「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警報」が発表された場合
- ③本市内のいずれかで震度5弱以上の地震が発生した場合 （気象庁発表）
- ④いきいき活動室の所在する区の内いずれかの地域において、大阪市(大阪市長)より河川氾濫「警戒レベル3（高齢者等避難）」 「警戒レベル4（避難指示・全員避難）」の発令があった場合
- ⑤「南海トラフ地震の可能性が高まった場合」（気象庁発表）

注 令和3年5月に、避難情報の表記が変更になりました。

※情報収集については、「大阪市HP」「おおさか防災ネット」などを参考にしてください。

■時間帯による対応は次の通りです。

課業日（学校が有る日）		土曜・長期休業日・代休活動日 （学校がお休みでいきいきが有る日）	
時刻等	対応	時刻等	対応
7:00	②～⑤の場合、いきいきは休止します。	7:00	②～⑤の場合、いきいきは休止します。
通学 ～ 授業中	①の場合、いきいきは休止します。なお、児童を帰宅させることが困難なときは、児童の安全を第一に考え、学校と協議し柔軟に対応をお願いします。	いきいき 活動中	②～⑤の場合、いきいきの活動を中止し、児童の安全を確認しながら帰宅させてください。
いきいき 活動中	②～⑤の場合、いきいきの活動を中止し、児童の安全を確認しながら帰宅させてください。 ■帰宅させることが困難な場合は、お迎えをお願いし、保護者が来校するまで活動室で待機させてください。		■帰宅させることが困難な場合は、お迎えをお願いし、保護者が来校するまで活動室で待機させてください。